

埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(設 置)

第1条 埼玉県のアレルギー疾患対策の推進に当たり、必要な事項を検討するため、「埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置するものである。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年6月27日法律第98号）第13条に規定する埼玉県のアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定、推進並びに進捗及び評価に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備並びに情報提供及び人材育成等の推進に関すること。
- (3) その他、総合的なアレルギー疾患対策の推進について意見を述べること。

(組 織)

第3条 協議会の委員は、アレルギー疾患を有する者及びその家族を代表する者、保健医療関係者、学識経験のある者、埼玉県アレルギー疾患医療拠点病院関係者、並びに行政担当者のうちから保健医療部長が選任する。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、協議会を総括する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が欠席の時は、代理の出席を認める。

(会 議)

第5条 協議会は、会長と協議の上、保健医療部長が招集する。

2 会長が、議長となる。

3 協議会に会長が出席できない場合は、会長の指示により、会長以外の委員に議長を委任することができる。

(庶務担当)

第6条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課が担当する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。